

冷暖房設備保守点検業務委託
仕様書

甲府地区広域行政事務組合消防本部

冷暖房設備保守点検業務委託仕様書

1 目的 本仕様書は、甲府地区広域行政事務組合消防本部及び南消防署の冷暖房設備に対する保守点検を行い、冷暖房設備を常に最良の状態に維持するために定めるものとする。

2 履行期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日

3 履行場所 甲府市伊勢三丁目8番23号
甲府地区広域行政事務組合消防本部及び南消防署

4 対象設備
日立製 吸収式冷温水発生機

項目	事務所系統	講堂系統
機器名称	吸収式冷温水発生機	吸収式冷温水発生機
型式	HAU-GH80EXPA	HAU-GH40EXPA
設置年月	平成19年12月	平成21年12月
機器仕様	冷却塔一体型屋外設置二重効用ガス焚暖房能力増加型、比例制御、自動抽気装置、電源3相200V、冷温水ポンプ高揚程タイプ、冷温水凍結防止サーモ付遠方制御盤、国土交通省仕様、耐震2.0G、感震器、防振マット敷	冷却塔一体型屋外設置二重効用ガス焚暖房能力増加型、ON-OFF制御、電源3相200V、凍結防止機能付、遠方操作器（リモコン）、国土交通省仕様、耐震2.0G、感震器、防振マット敷
冷房容量	281kw	141kw
暖房容量	338kw	169kw
可燃源	都市ガス（13A）	都市ガス（13A）
製品質量（運転時）	7,280kg	4,980kg

主要機器

品名	品番	台数	品名	品番	台数
冷温水ユニット	HAU-GH-80EXPA	1	ファンコイルユニット	KCS-801G	7
〃	HAU-GH-40EXPA	1	〃	KCS601GG	1 6
冷却塔	SKB-125GR	1	〃	KCS401G	1
〃	SKB-60GR	1	〃	KCS301G	1
冷却水ポンプ	JD100×80A-55.5F	2	〃	KCS1201GS	8
〃	JD80×65L-52.2F	1	〃	KCS801GC	5
冷温水ポンプ	JD80×65B-57.5F	2	〃	KCS601GS	6
〃	JD65×50B-53.7F	1	〃	KCS400HN	7
エアハンドリングユニット	FCV-240A	2	〃	KCS400HMC	1
パッケージ エアコン	RAS-125AS RAS-J160A RAS-NP160HVR RAS-NP140HVR	4	膨張水槽		1
水質管理装置	PAS2-NO5	2	排風機		1

なお、主要機器の設置箇所については別紙冷暖房設備設置一覧表のとおり。

5 業務内容

(1) 本仕様書は、甲府地区広域行政事務組合消防本部及び南消防署冷暖房設備保守点検業務についての仕様を示すものであるが、本仕様書に定めのない事項であっても、業務上、必要と認められることは、契約の範囲内で実施するものとする。

(2) 冷房開始時、冷房期間中、暖房開始時、暖房期間中の各時期に合わせた点検作業を、年4回実施する。

また、臨時点検として、障害が発生し又は発生のある恐れがある場合に、昼夜を問わず速やかに技術担当者が対応できるものとする。

各点検作業の実施項目は以下のとおりとする。

【冷房開始時】

- ①各ファンコイルユニット及びエアコンフィルター清掃作業

- ②冷房切替作業
- ③冷却塔清掃、水張り作業
- ④エアハンドリングユニット点検
- ⑤講堂サーモ切替・三方弁の動作確認
- ⑥冷却水薬注タンク薬剤投入作業
- ⑦冷却塔・ポンプ点検
- ⑧パッケージエアコン点検
- ⑨各部電流・電圧の測定
- ⑩各電気関係絶縁測定
- ⑪燃焼装置のガス漏れのチェック
- ⑫冷媒・溶液の漏れチェック
- ⑬水漏れのチェック
- ⑭外観点検
- ⑮燃焼装置の点検及び調整
- ⑯抽気装置点検
- ⑰溶液循環ポンプ、冷媒ポンプの点検
- ⑱運転状態の良否判定
- ⑲振動・異常音の点検
- ⑳運転記録の分析
- ㉑点検表の作成

【冷房期間中】

- ①運転データ測定
- ②冷房効き確認
- ③点検表の作成
- ④薬注タンクの薬液補充
- ⑤冷却水の水質検査からの薬品選定

【暖房開始時】

- ①各ファンコイルユニット及びエアコンフィルター清掃作業
- ②暖房切替作業
- ③冷却塔清掃・水抜き作業
- ④エアハンドリングユニット点検
- ⑤講堂サーモ切替・三方弁の動作確認
- ⑥冷却水薬注タンク内薬液抜き取り作業
- ⑦加湿作動確認

- ⑧各部電流・電圧の測定
- ⑨各電気関係絶縁測定
- ⑩燃焼装置のガス漏れのチェック
- ⑪冷媒・溶液の漏れチェック
- ⑫水漏れのチェック
- ⑬外観点検
- ⑭燃焼装置の点検及び調整
- ⑮抽気装置点検
- ⑯溶液循環ポンプ、冷媒ポンプの点検
- ⑰運転状態の良否判定
- ⑱振動・異常音の点検
- ⑲運転記録の分析
- ⑳点検表の作成

【暖房期間中】

- ①運転データ測定
 - ②暖房効き確認
 - ③点検表の作成
- (3) 点検作業の実施日時については、当消防本部と協議し、決定することとする。
- (4) 作業終了後、速やかに報告書を提出し、当消防本部の承認を受けるものとする。
- (5) 履行場所にて機器の異常が認められた場合は、その都度現場へ赴き、不具合内容の確認調整等を行い、正常な状態へ回復させること。
- (6) 対象設備機器の故障修理が必要な場合は、不具合内容の報告及び修理に要する費用の見積の提出を消防本部総務課行政経営係へ行うこと。
- (7) 冷温水ユニットの部品等の交換においては、メーカー（日立）純正品を使用するとともに、点検、調整その他作業において、メーカー（日立）立ち会いのもと実施すること。

6 その他

- (1) 作業内容によっては、必要箇所の養生を行うこと。
- (2) 資機材の搬出入にあたっては、職員及び来庁者等に対しての安全確保を図ること。
- (3) 各日の作業終了後は清掃を行うこと。

- (4) 作業中に生じた事故等については、請負業者の責任で対処すること。
- (5) 請負業者の責めにより、庁舎施設及び備品等に損害を与えた場合は、請負業者の負担により、原状に復すること。
- (6) 故障修理に係る費用の負担についてはその都度協議する。なお、軽微な修理等に関して（ネジの交換、部品交換を要しない軽易な調整等）は本契約に含むものとする。
- (7) 以下の作業は本契約外の作業とする。
 - ①消耗、疲労等により障害発生が予測される箇所の調整修復作業
 - ②冷媒、溶液、油の補充（抽気ポンプの油補充及び溶液調整剤の補充は契約内に含む）
 - ③天災地変、火災、労働争議等に起因して生じた2次的事故の修復作業
 - ④保守機器以外の設備に起因して生じた2次的事故の修復作業
 - ⑤取扱不良に起因して生じた2次的事故の修復作業
- (8) 本仕様書に定めない疑義が生じた場合には、当消防本部と協議のうえ解決するものとする。